

速報  
ニュース!

GSAP

## 「インドの中央直接税務局は、源泉税控除（Tax Deduction at Source: 「TDS」）・源泉税徴収（Tax Collection at Source: 「TCS」）を行う義務者のために新しい機能を導入しました」

2021年、財政法により、1961年、所得税法において第206AB条と第206CCA条の新しい規定が追加されました。当該条項は2021年7月1日から発効し、所得税申告書の無申告者に対して、それぞれTDSとTCSのより高い税率の適用を規定しています。したがって、源泉税控除・源泉税徴収を行う義務者は、相手取引先が確定申告を行っているかどうかを確認することが必要となっています。源泉税控除・源泉税徴収を行う義務者のコンプライアンス負担を軽減するために、中央直接税務局（Central Board of Direct Taxes: 「CBDT」）は所得税報告ポータル

（<https://report.insight.gov.in/>）上新しい機能を導入し、相手取引先が該当年度の直近2年度（申告期限か経過済み）に確定申告を行っているかどうかを確認できるようにしています。

情報減: **CBDT Circular No. 11/2021 dated June 21, 2021**



[www.gsapadvisors.com](http://www.gsapadvisors.com)



[info@gsapadvisors.com](mailto:info@gsapadvisors.com)